

令和 7 年度

赤西国有林外森林整備事業（造林）

関 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書（案）
- 2 可分事業内訳書
- 3 作業仕様書
- 4 作業位置図
- 5 契約情報の公表様式

兵庫森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収 入

印 紙

1. 事業名 赤西国有林外森林整備事業（造林）
 2. 事業場所 別紙作業位置図のとおり
 3. 事業量 別紙可分事業内訳書のとおり
 4. 事業期間 自 契約締結日の翌日から
 至 令和7年11月28日まで
 ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙可分事業内訳書のとおり

5. 請負金額 ￥ —
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）
 額 ￥ —）
 [注]（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6. 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
 （適用されるものは○印、削除されるものは×印である。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前払金	分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金		第35条第3項
	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7. 利用物件及び支給材料

品 名	品 質 規 格	数 量	引渡場所	引渡年月日

8. 特 約 事 項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (3) 別紙1「下刈折損の損害賠償」を適用する。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおり。
- (5) 約款第38条第1項は、別紙3「可分事業内訳書」の可分作業毎に適用するものとする。
- (6) 可分事業内訳書にあるツリーシェルターの数量とは、平成26年度「札楽山国有林外森林整備事業」で設置した合計であるが、事業実行の結果、出来高数量に差があっても変更契約は行わないものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年4月9日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1
分任支出負担行為担当官

氏名 兵庫森林管理署長 古藤 信義 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙 1)

下刈切損の損害賠償

1 下刈作業において乙が切損した苗木の切損率が次の 3 に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。

2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。

3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4 年以上
許容折損率	3 %	3 %	2 %	1 %

4 林齢 1 年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。

5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により成育が著しく阻害されるものをいう。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確

約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙3)

可 分 事 業 内 訳 書

記番	国有林名 林小班	作業種	契約 数量	林齢	作業予定期間		備考
					自	至	
202	河原山 26こ1	下刈 (全刈)	3.01ha	4	令和7年6月1日	令和7年8月31日	山崎森林事務所
205	本谷 43か1	下刈 (全刈)	7.43ha	2			
206	有ヶ原 78つ3	下刈 (全刈)	0.47ha	3			波賀森林事務所
207	マンガ谷 79る1	下刈 (全刈)	0.38ha	1			
208	マンガ谷 79る2	下刈 (全刈)	0.58ha	1			
209	マンガ谷 80お	下刈 (全刈)	0.64ha	1			
210	音水 101そ	下刈 (全刈)	2.70ha	2			
211	赤西 128ろ	下刈 (全刈)	14.31ha	2			
212	赤西 130い1	下刈 (全刈)	3.78ha	3			
201	河原山 23い1	下刈 (全刈)	6.33ha	3	令和7年9月1日	令和7年11月28日	山崎森林事務所
203	河原山 29は	下刈 (全刈)	3.48ha	4			
204	河原山 39ほ	下刈 (全刈)	1.54ha	3			姫路森林事務所
213	札楽山 576と	下刈 (全刈)	0.51ha	4			
	計		45.16ha				
301	河原山 28ろ1	除伐	4.86ha	15	契約締結日の翌日	令和7年11月28日	山崎森林事務所
302	マンガ谷 79う	除伐	0.74ha	12			波賀森林事務所
303	札楽山 575ほ	除伐	1.94ha	12			姫路森林事務所
304	札楽山 576い1	除伐	1.76ha	12			
	計		9.30ha				
304	札楽山 576い1	ツリー シェルター 撤去	1,070本	-	契約締結日の翌日	令和7年11月28日	姫路森林事務所 総重量749kg見込
	計		1,070本				
	合計		54.46ha 1,070本				

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

下刈仕様書

(全刈)

(刈払上の注意等)

- 1 刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

(その他)

- 5 その他必要事項等については、監督職員からの指示によること。

除伐仕様書

(伐除木)

- 1 伐除木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
- 2 造林木であっても形質不良木は伐除する。
- 3 伐除木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り（地際よりおおむね 1.0m 以下）とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で伐除できない場合は、監督職員の指示を受けること。

(天然更新木の保残)

- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
- 5 植栽列の間隔が広い箇所（筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防止帯等）に生育している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
- 6 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
- 7 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

(その他)

- 8 その他必要事項等については、監督職員からの指示によること。

特 記 仕 様 書

- 1 札楽山国有林 576 と林小班の事業区域は、京都府立大学、関西育種場、当署合同のセンダン及びヒノキの混交植栽試験地となっている。センダンの傍に標識杭（L字杭）を設置しているので、下刈の際にはヒノキだけでなく、センダンの誤伐にも十分注意すること。また、気象条件の観測機器付近についても十分に注意して作業すること。その他の事項については、監督職員の指示によること。

（アフリカ豚熱(ASF)対策）

- 2 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生イノシシの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 3 アフリカ豚熱(ASF)対策として、野生イノシシの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

ツリーシェルターの廃棄処分に関する特記仕様書

- 1 ツリーシェルターについては、付着する土をなるべく取り払い、産業廃棄物として請負者により処分すること。廃棄処分については、県または市町村が認定している処分場において処分することとし、産業廃棄物として適正に処理したことを証明する書類（マニフェスト等）の写しを監督職員へ提出すること。
- 2 この仕様書に定めのない事項については、監督職員と協議すること。

国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いに関する特記仕様書

○国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

次の通り工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

1. 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
健全な森林づくりのため 〇〇（間伐/地拵/植付/下刈）を行っています 国土強靱化対策事業

2. 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を製作することとは不要。

これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

請 負 事 業 事 故 報 告 書

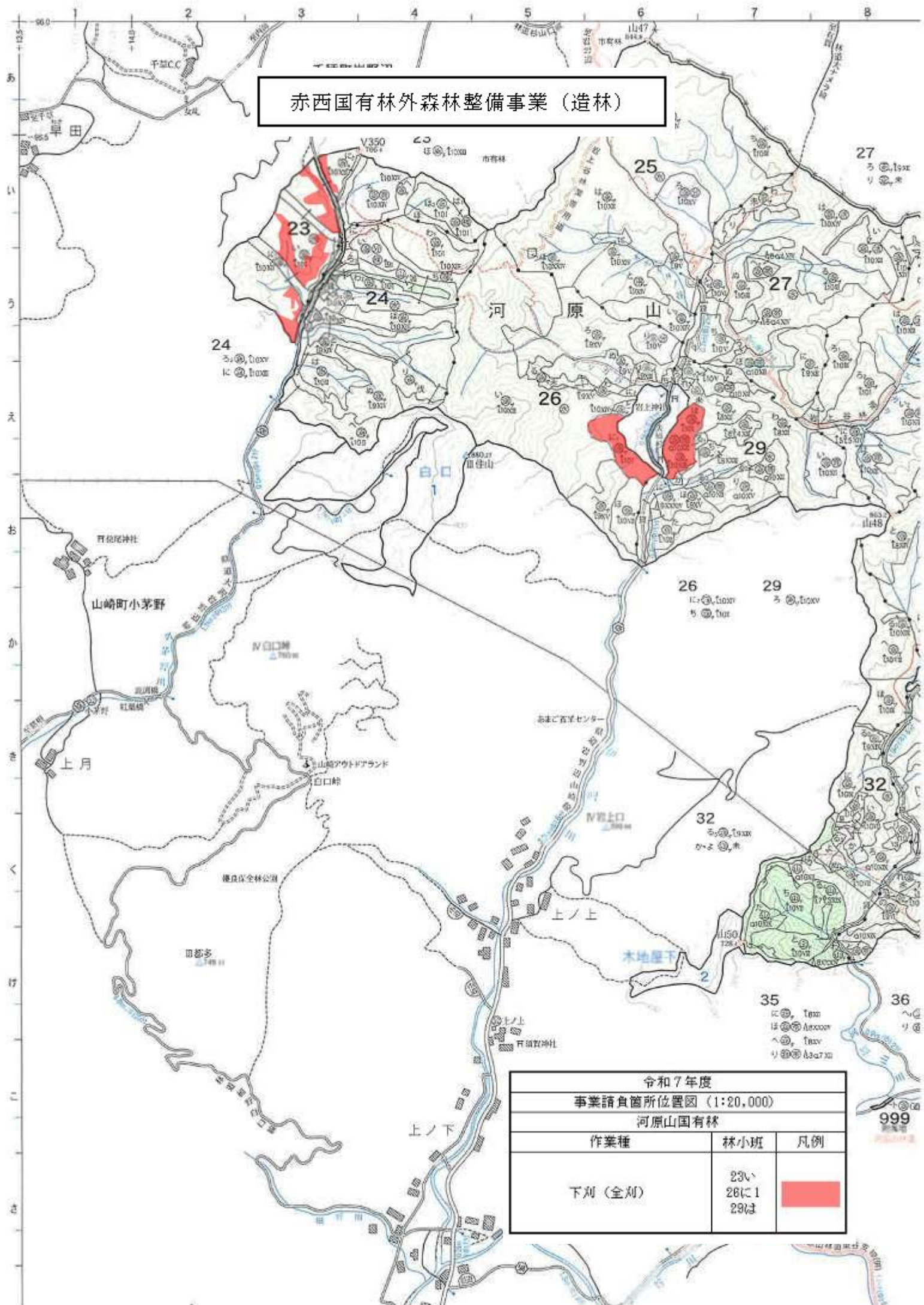
令和 年 月 日

監督職員 殿 請 負 者 現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日 (曜日)			時 分	天 候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物または環境に ④どのような不安全または有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職 業	
	連絡先						経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

赤西国有林外森林整備事業（造林）

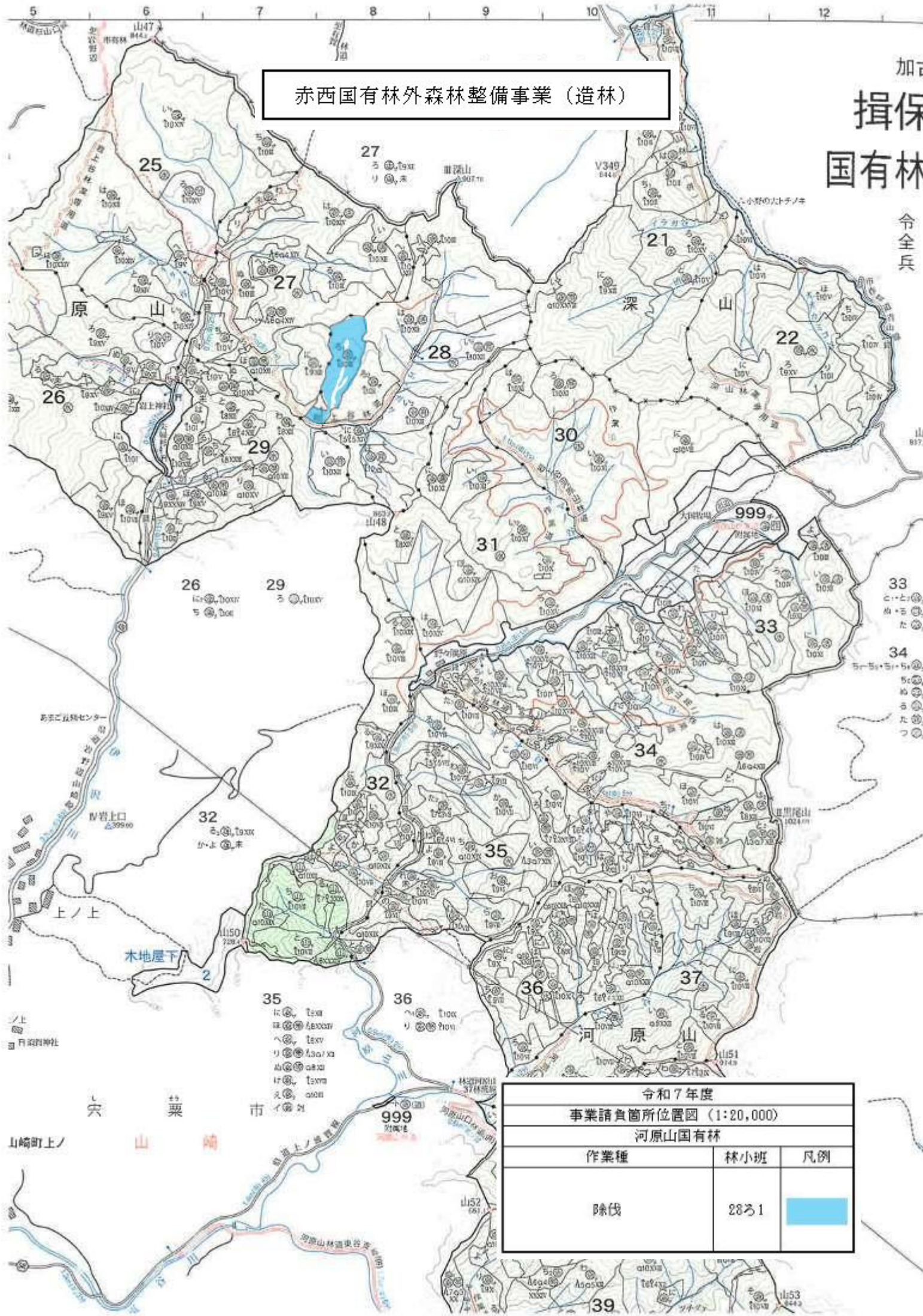


令和7年度 事業請負箇所位置図（1:20,000） 河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	23い 26に1 29は	

赤西国有林外森林整備事業（造林）

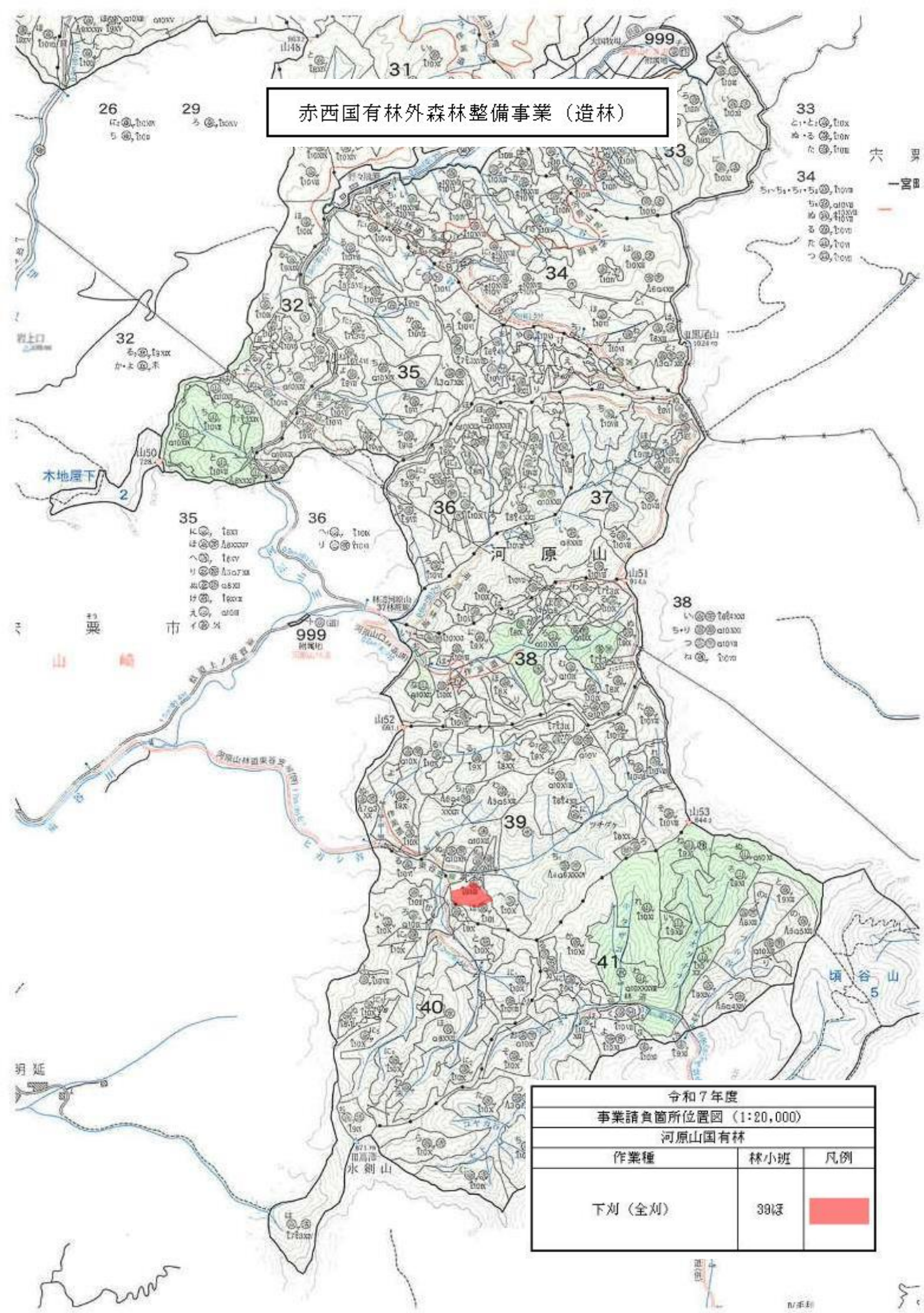
加
揖保
国有林

令全兵

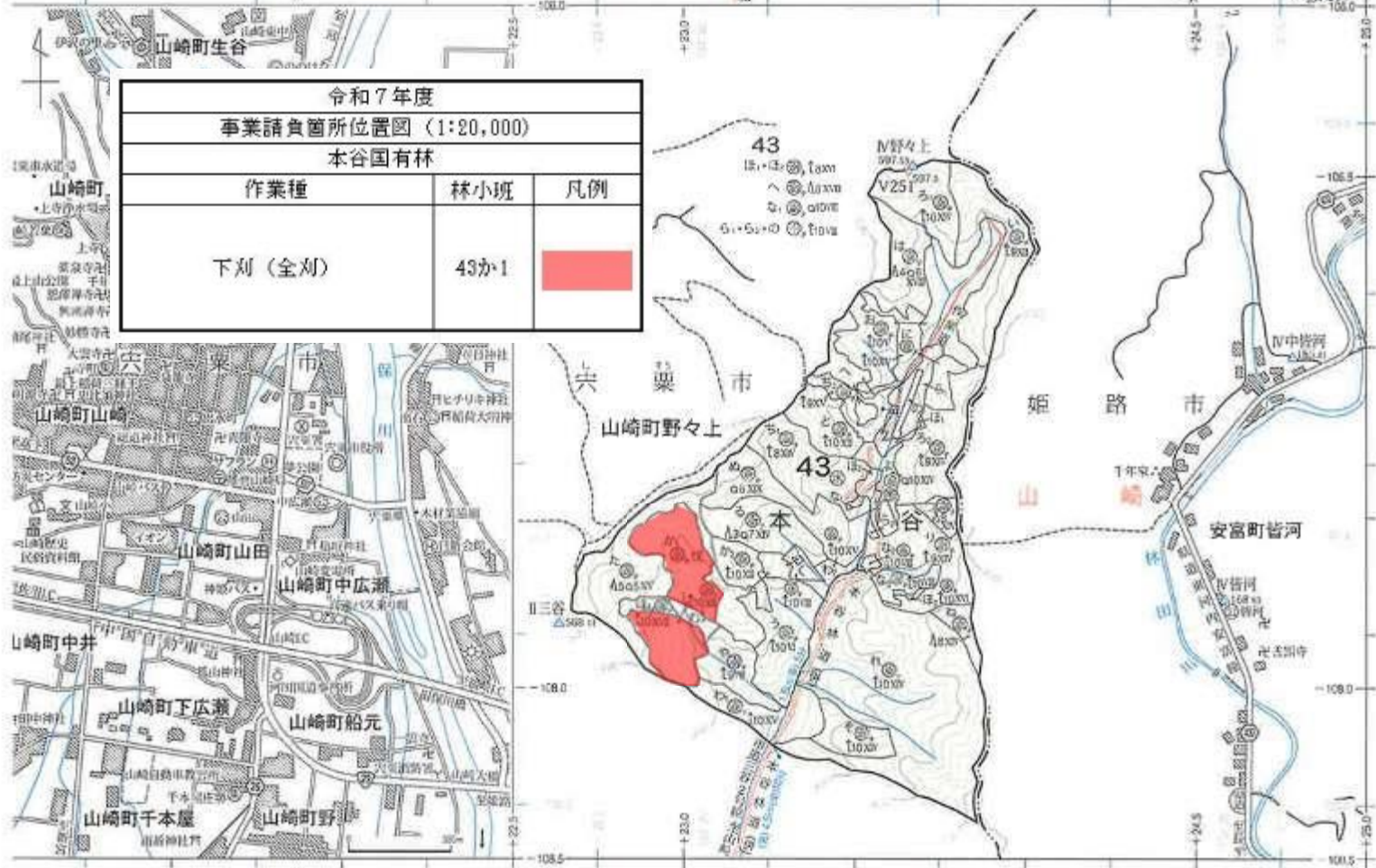


令和7年度 事業請負箇所位置図（1:20,000） 河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
除伐	28ろ1	

赤西国有林外森林整備事業（造林）



赤西国有林外森林整備事業（造林）



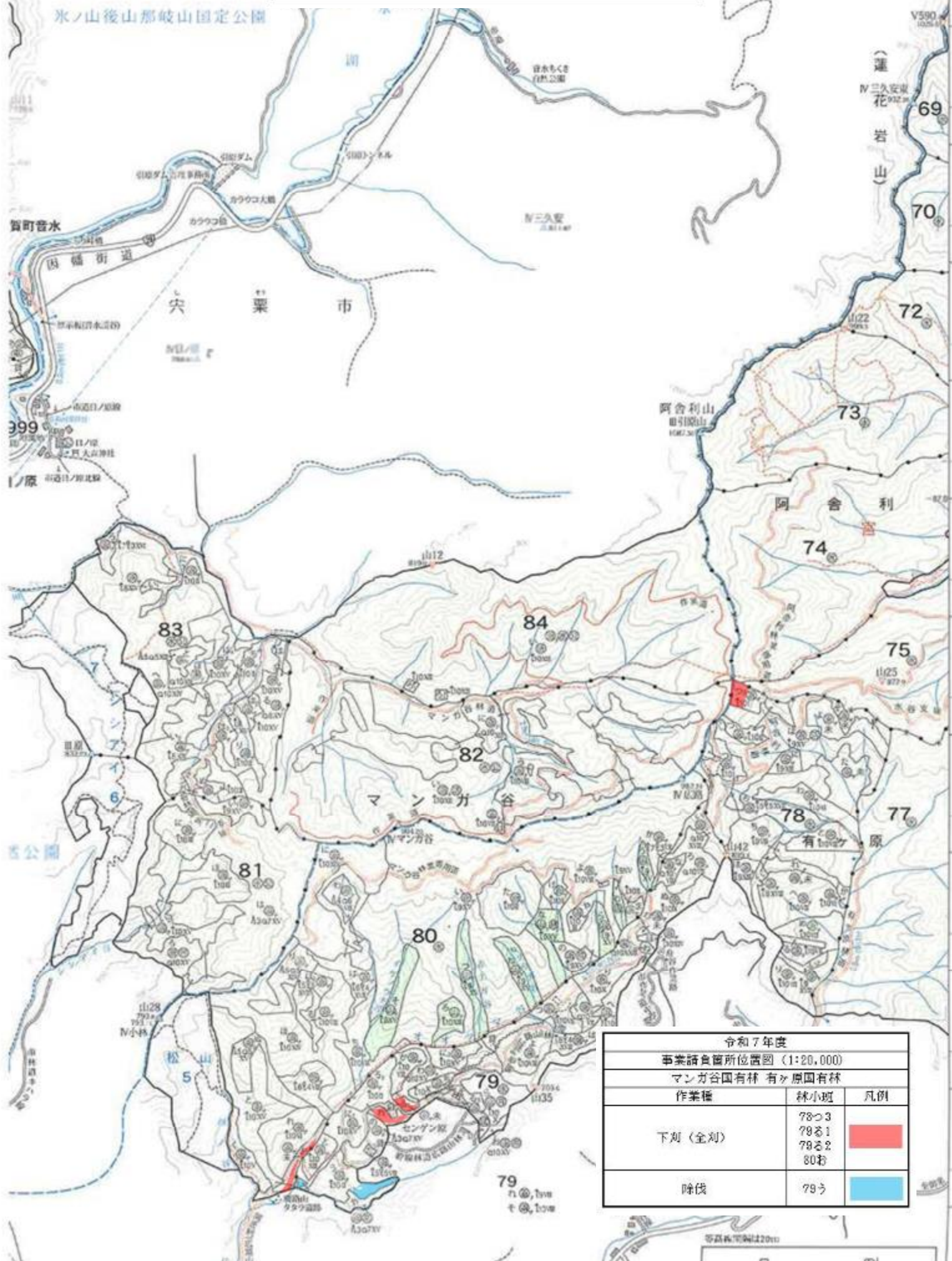
令和7年度		
事業請負箇所位置図 (1:20,000)		
本谷国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	43か1	

下列 (全列)

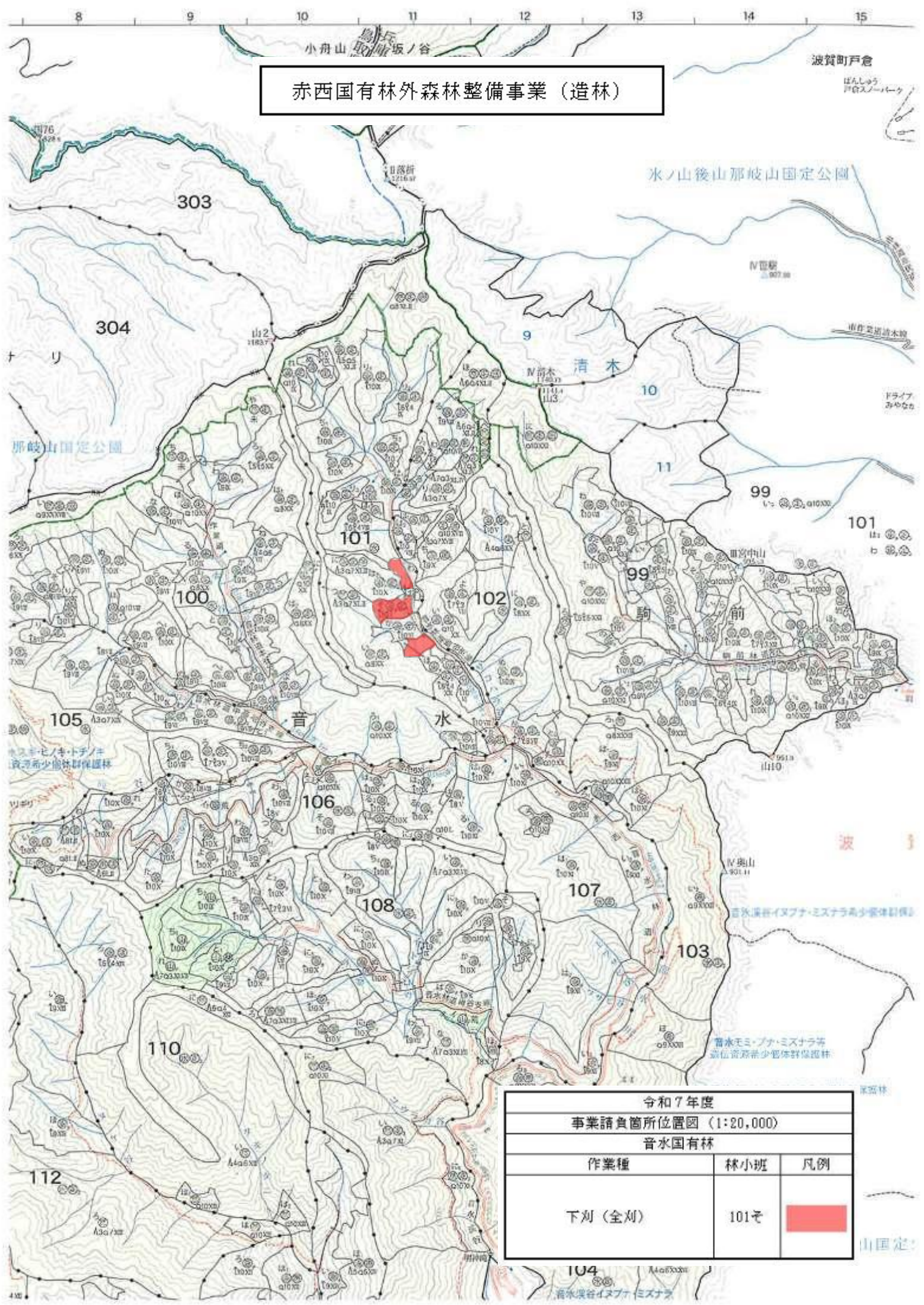
43カ、1

100

赤西国有林外森林整備事業（造林）



令和7年度 事業請負箇所位置図（1:20,000） マンガ谷国有林 有ヶ原国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	78㉔3	
	78㉔1	
	78㉔2	
	80㉔	
除伐	79㉔	

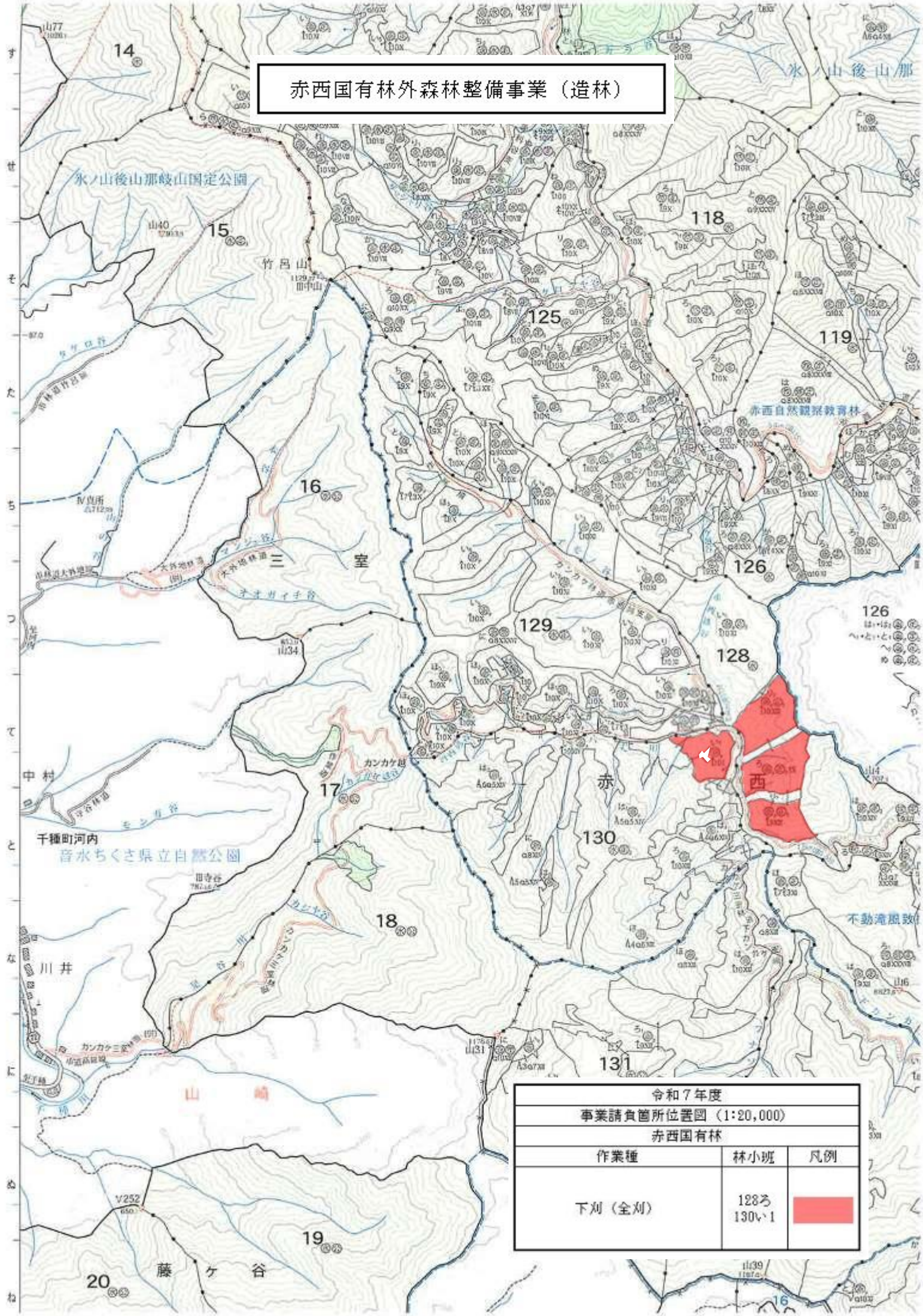


赤西国有林外森林整備事業（造林）

令和7年度		
事業諸負箇所位置図（1:20,000）		
音水国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	101号	

山国定

赤西国有林外森林整備事業（造林）



令和7年度		
事業請負箇所位置図(1:20,000)		
赤西国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈(全刈)	128号 130号1	

赤西国有林外森林整備事業（造林）

札楽山森林スポーツ林

西播丘陵県立自然公園

相生市

矢野町釜出

新宮滝谷

滝谷・大成山野外スポーツ地域

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

581

582

575

576

577

578

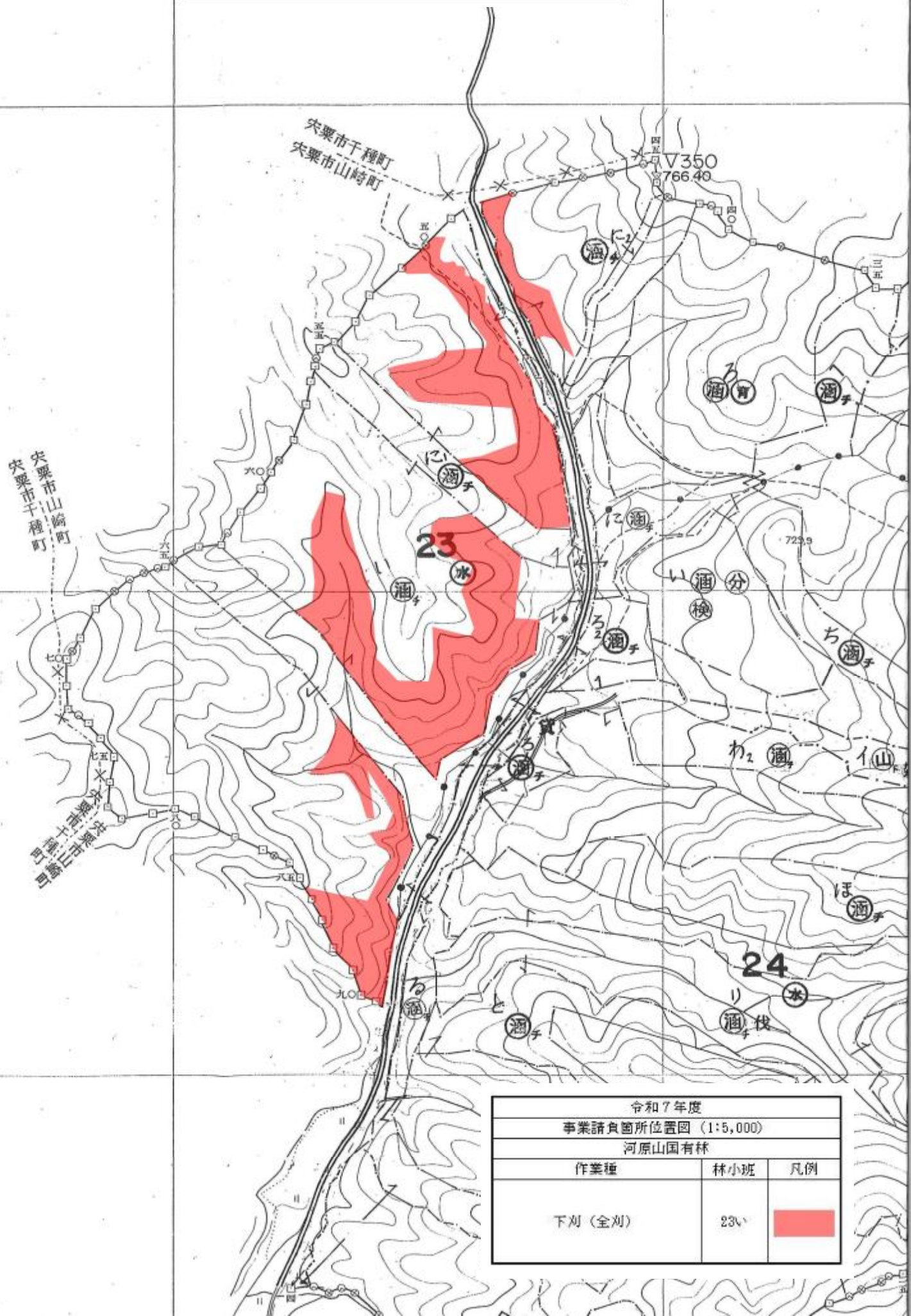
581

582

575

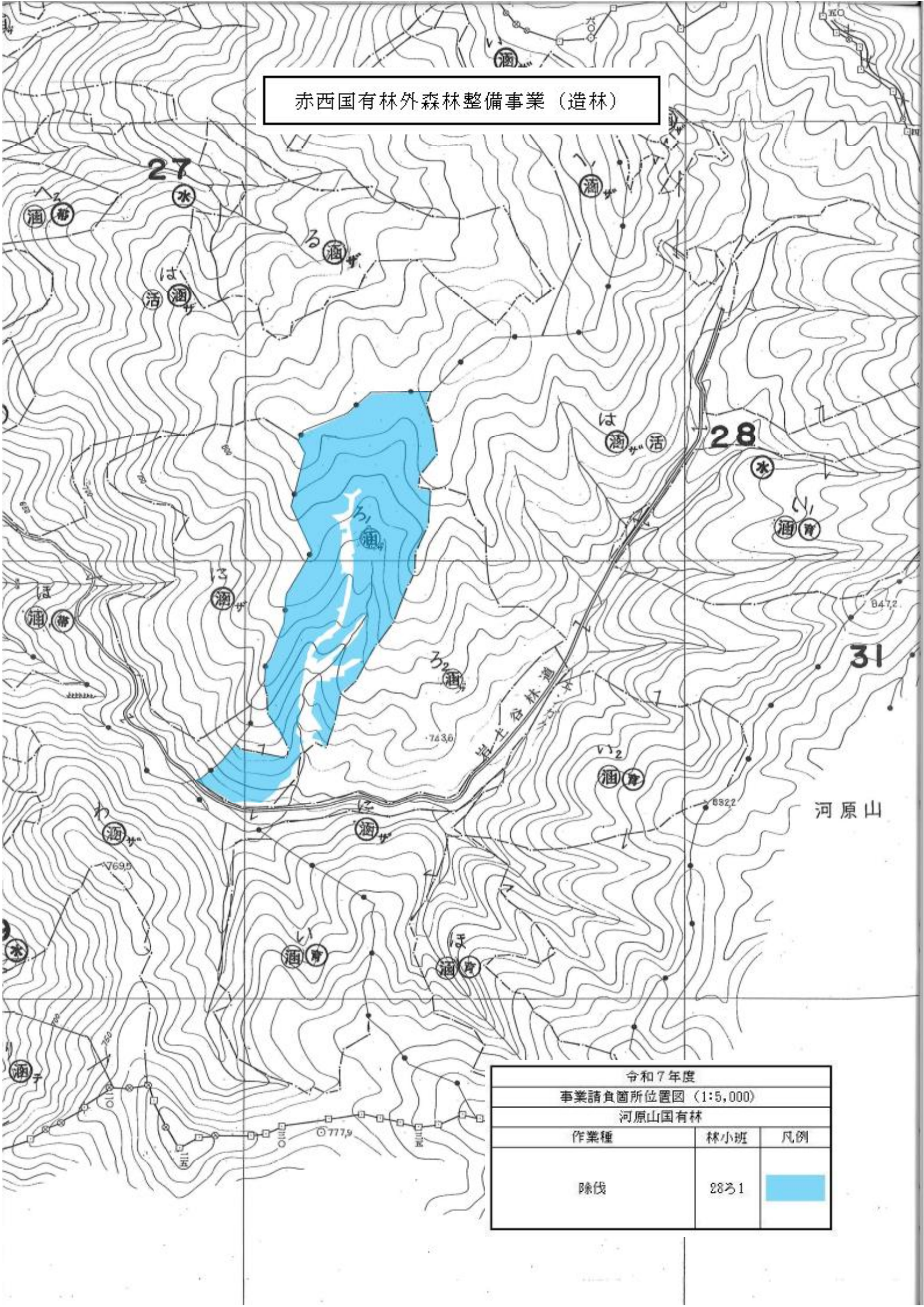
576

赤西国有林外森林整備事業（造林）



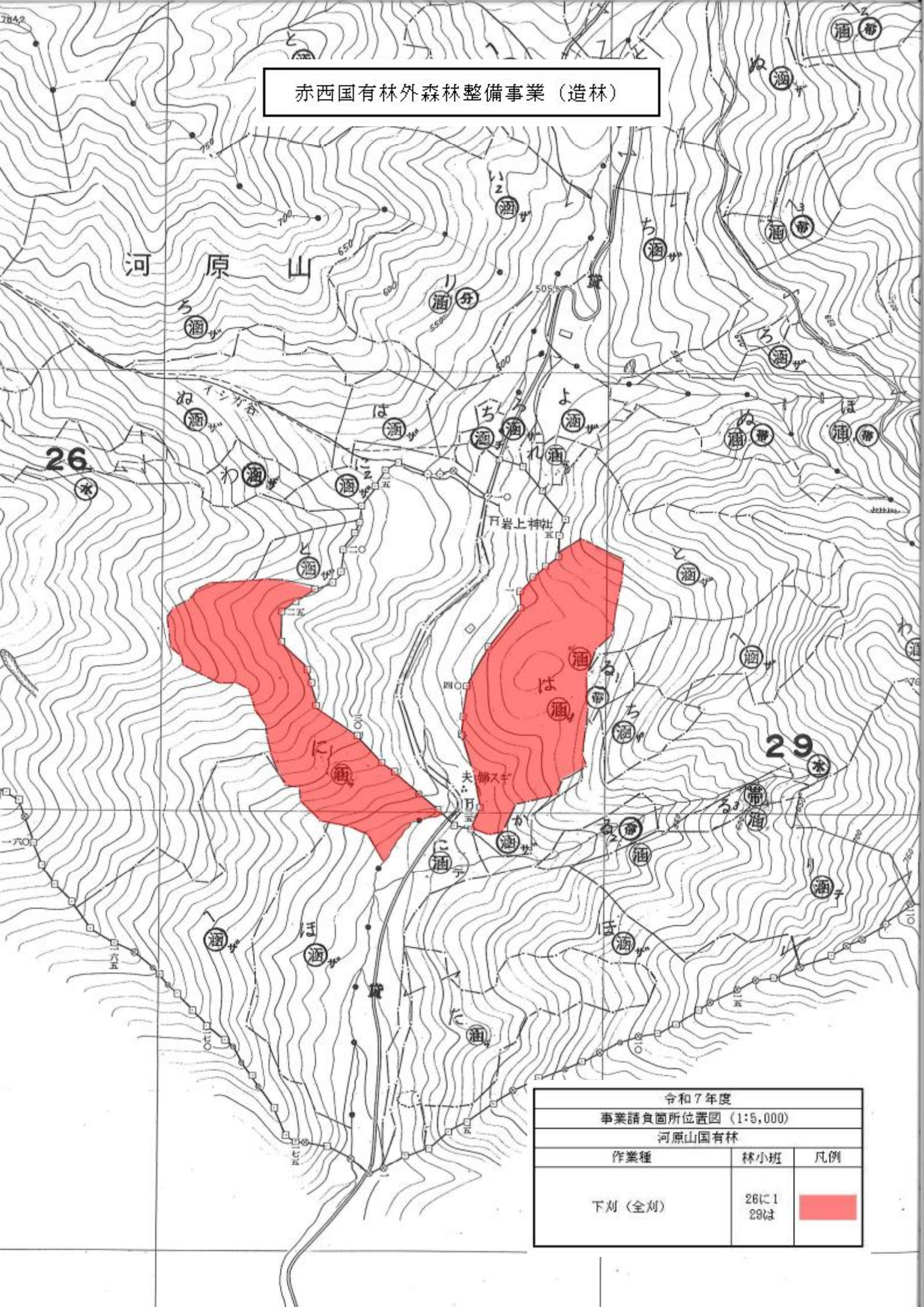
令和7年度 事業請負箇所位置図（1:5,000） 河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	23㍿	

赤西国有林外森林整備事業（造林）



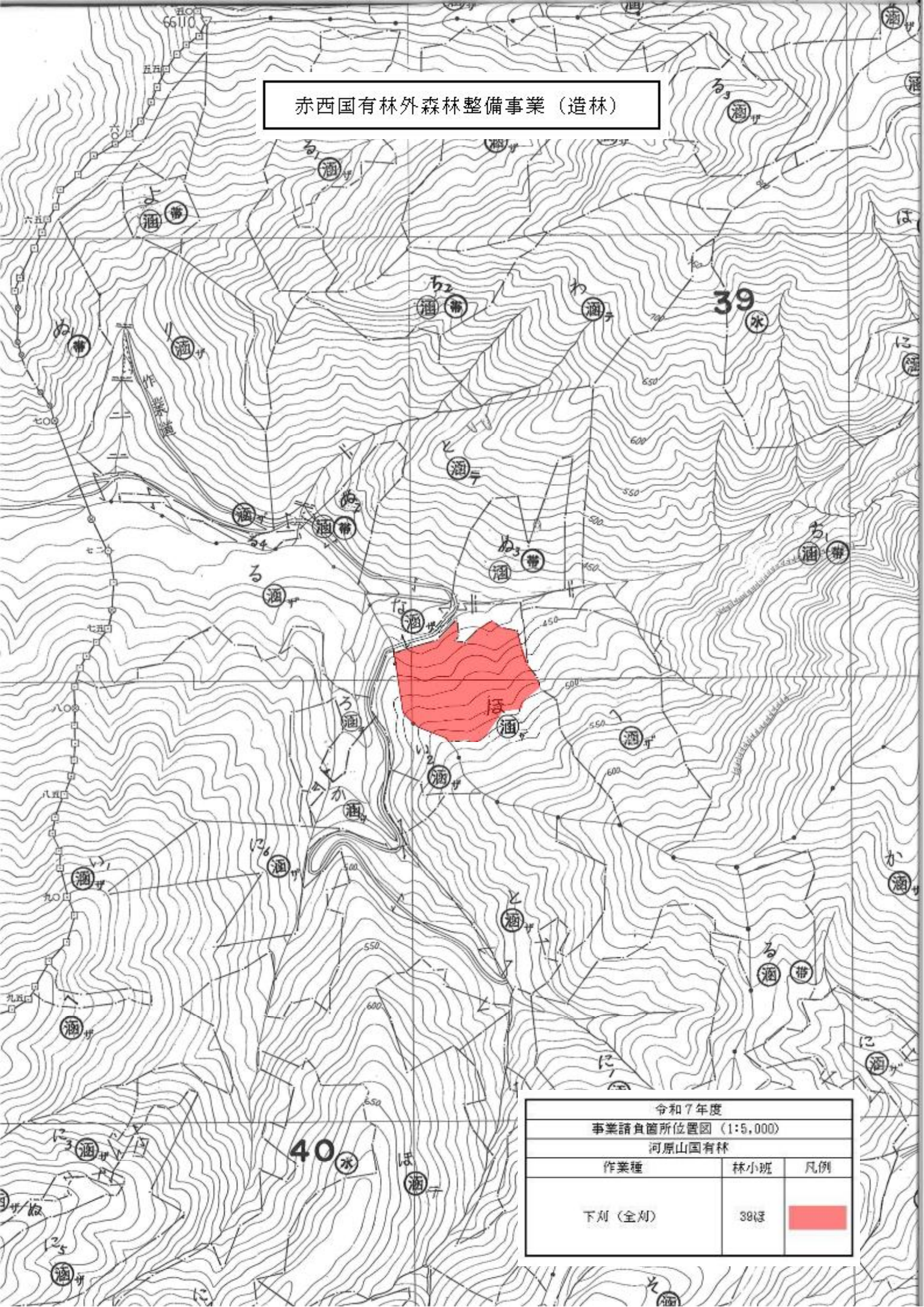
令和7年度 事業請負箇所位置図（1:5,000） 河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
除伐	28ろ1	

赤西国有林外森林整備事業（造林）



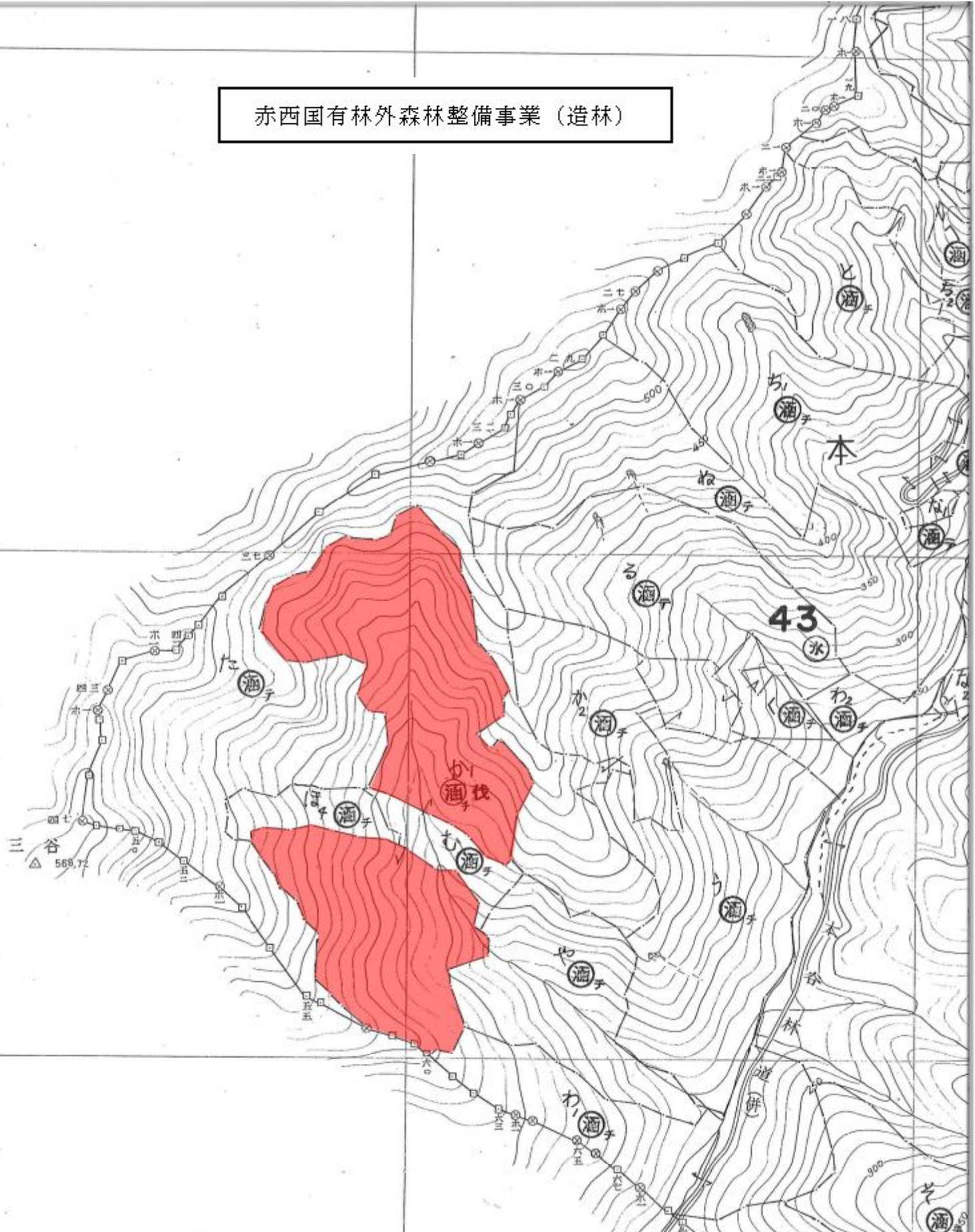
令和7年度 事業請負箇所位置図（1:5,000） 河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	26に1 29は	

赤西国有林外森林整備事業（造林）



令和7年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
河原山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	38ほ	

赤西国有林外森林整備事業（造林）



令和7年度 事業請負箇所位置図（1:5,000） 本谷国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	43か1	

赤西国有林外森林整備事業（造林）

マンガ谷

80

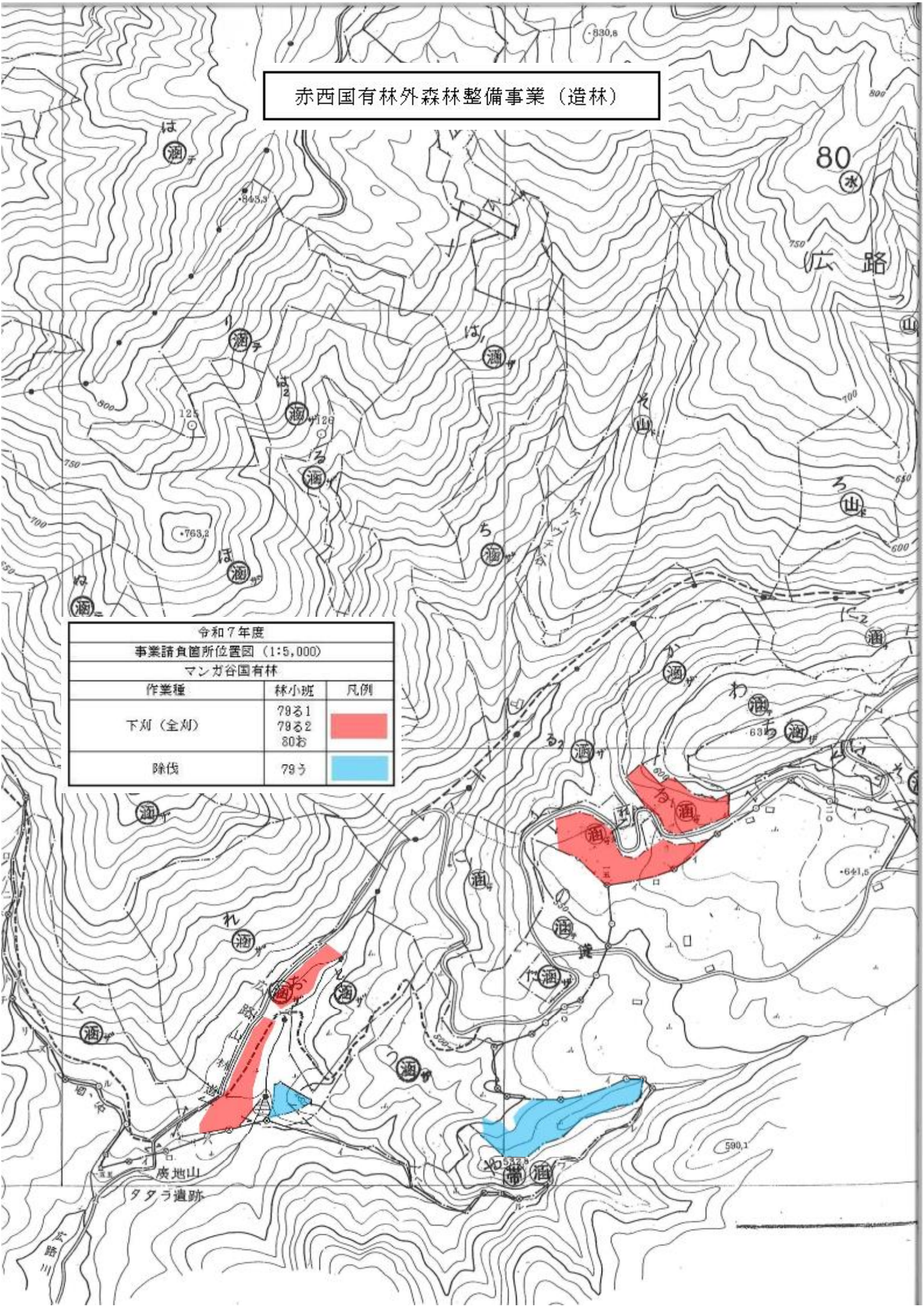
波

有ヶ原

令和7年度		
事業請負箇所位置図 (1:5,000)		
有ヶ原国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈 (全刈)	78㉔3	

赤西国有林外森林整備事業（造林）

令和7年度 事業請負箇所位置図（1:5,000） マンガ谷国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	79る1	
	79る2	
	80お	
除伐	79う	



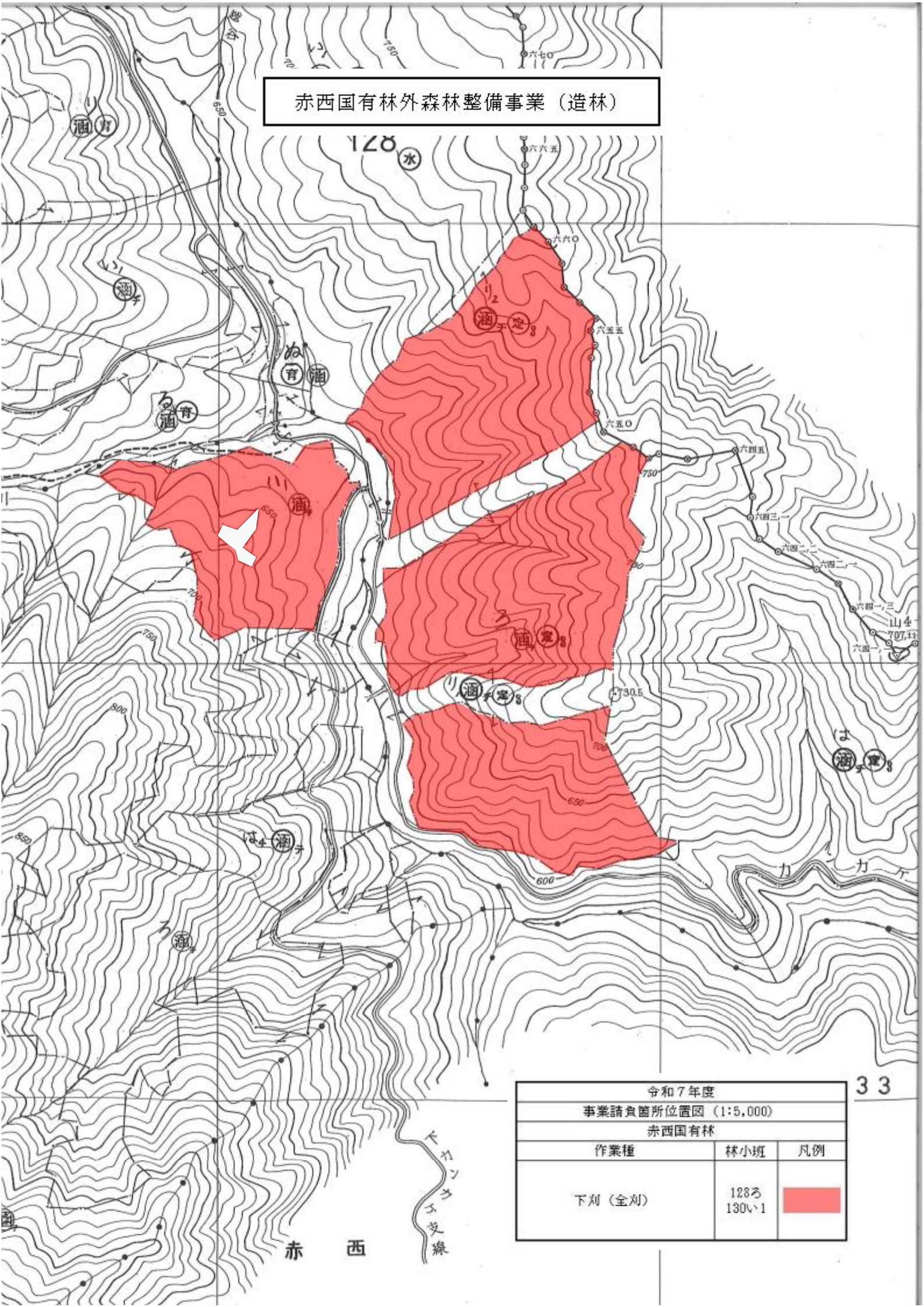
赤西国有林外森林整備事業（造林）

102

音水

令和7年度 事業請負箇所位置図（1:5,000） 音水国有林		
作業種	林小班	凡例
下列（全列）	101号	

赤西国有林外森林整備事業（造林）



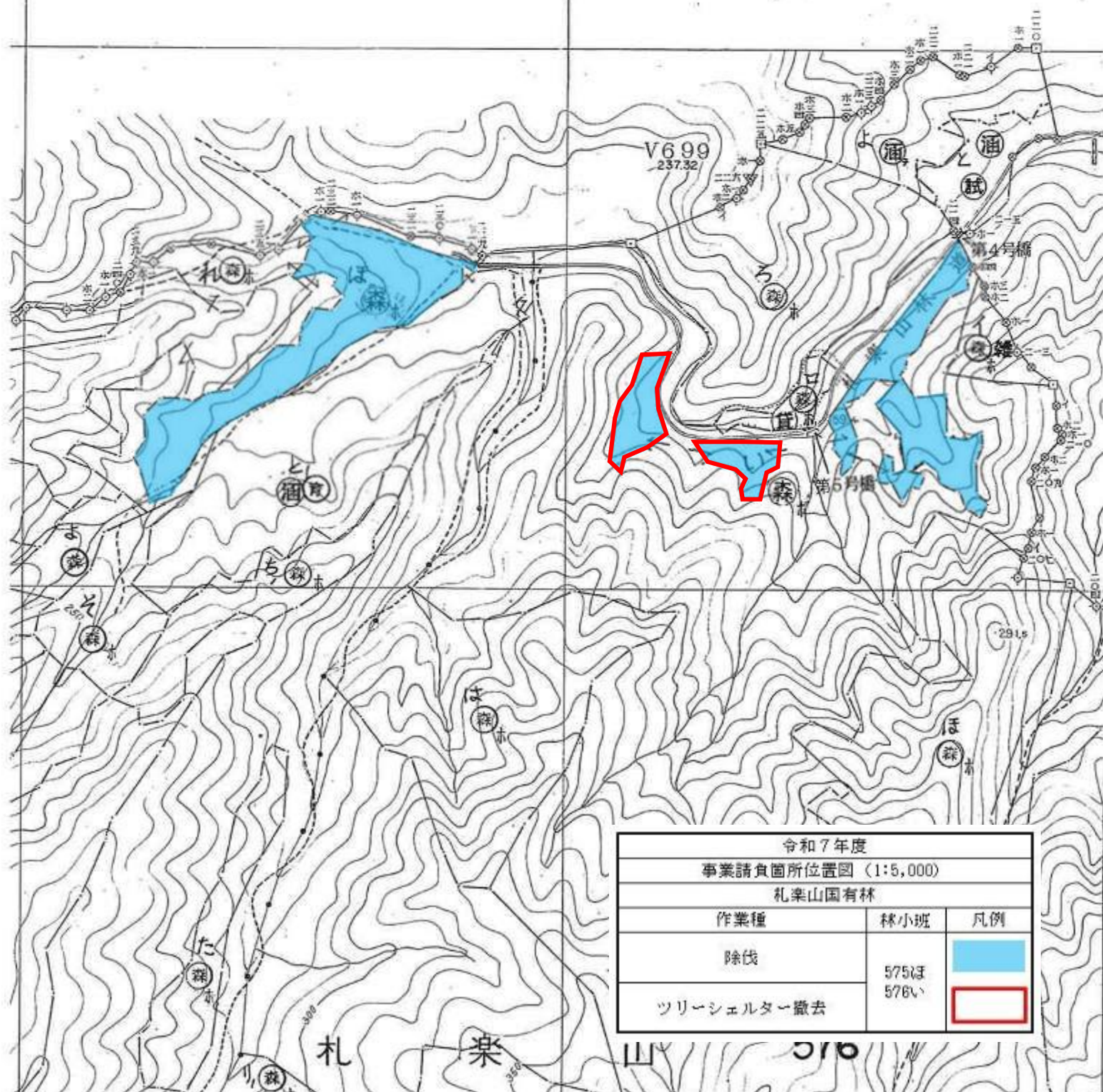
令和7年度 事業請負箇所位置図（1:5,000） 赤西国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	128ろ 130ㄨ1	

赤西国有林外森林整備事業（造林）



令和7年度		
事業請負箇所位置図（1:5,000）		
札楽山国有林		
作業種	林小班	凡例
下刈（全刈）	576と	

赤西国有林外森林整備事業（造林）



契約情報の公表様式

令和7年度 請負事業の作業条件表

事業名：赤西国有林外森林整備事業(造林)

兵庫森林管理署

作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件	作業条件				
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・Km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点	備考
下刈(全刈)	河原山	26に1	3.01ha	令和7年6月1日 から 令和7年8月31日	難:41% 中:59%	機械・人力	32	88	宍粟市役所	
	本谷	43か1	7.43ha		難:43% 中:57%	機械・人力	11.2	60	宍粟市役所	
	有ヶ原	78つ3	0.47ha		中:70% 易30%	機械・人力	20	66	宍粟市役所波賀市民局	
	マンガ谷	79る1	0.38ha		中:100%	機械・人力	10.8	28	宍粟市役所波賀市民局	
	マンガ谷	79る2	0.58ha		中:100%	機械・人力	10.8	27	宍粟市役所波賀市民局	
	マンガ谷	80お	0.64ha		中:100%	機械・人力	8.2	20	宍粟市役所波賀市民局	
	音水	101そ	2.70ha		中:88% 易:12%	機械・人力	31.8	67	宍粟市役所波賀市民局	
	赤西	128ろ	14.31ha		難:8% 中:86% 易:6%	機械・人力	21	54	宍粟市役所波賀市民局	
	赤西	130い1	3.78ha		難:13% 中:38% 易:49%	機械・人力	21.2	50	宍粟市役所波賀市民局	
	河原山	23い	6.33ha	令和7年9月1日 から 令和7年11月28日	中:95% 易:5%	機械・人力	17.8	53	宍粟市役所千種市民局	
	河原山	29は	3.48ha		難:19% 中:18% 易:63%	機械・人力	32	82	宍粟市役所	
	河原山	39ほ	1.54ha		難:100%	機械・人力	29.8	64	宍粟市役所	
	札楽山	576と	0.51ha		中:100%	機械・人力	13.2	34	たつの市役所新宮総合支所	
除伐	河原山	28ろ1	4.86ha	契約締結日の翌日 から 令和7年11月28日	中:79% 易:21%	機械・人力	36.8	100	宍粟市役所	
	マンガ谷	79う	0.74ha		難:14% 中:86%	機械・人力	9.8	29	宍粟市役所波賀市民局	
	札楽山	575ほ	1.94ha		難:95% 中:5%	機械・人力	14.4	44	たつの市役所新宮総合支所	
	札楽山	576い	1.76ha		難:100%	機械・人力	13.6	38	たつの市役所新宮総合支所	
ツリーシェルター撤去	札楽山	576い	1,070本		難:100%	人力	13.6	38	たつの市役所新宮総合支所	総重量749kg見込
合計	下刈・除伐 ツリーシェルター撤去		54.46ha 1,070本							